

「先端的な学術研究」（共同研究優先枠）の申請について

近年、高等教育機関においては、地域との連携が重要視されるようになってきています。そこで、当財団では、高等教育機関が行う地域連携にかかる取り組みを支援するために、「先端的な学術研究」の採択にあたり、民間企業など外部（高等教育機関（道南圏以外も含む）のみの場合を除く）と共同で行う研究（以下、「共同研究」という。）に優先的に助成金を割り当てる制度を設けています。

1. 共同研究

当財団の助成事業における「共同研究」とは、次のものとします

(1) 南北海道地域（渡島・檜山管内）の民間企業・団体およびそれらに所属する個人または事業を営む個人など（民間企業等）が共同研究者となっていること

注1) 団体としては、農業協同組合、漁業協同組合、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人などを想定しています。事業を営む個人としては、農業者、漁業者などを想定しています。

注2) 高等教育機関、自治体およびこれらに所属する個人（高等教育機関等）は、「民間企業等」と見なしません。

注3) 共同研究者に民間企業等が含まれていれば、ほかに自治体等が含まれていても「共同研究優先枠」の対象となります。

(2) 民間企業等が研究の一部を担っていること

注1) 申請者と共同研究者間で、作業が分担されている必要があります。

注2) 必ずしも共同研究者による経費負担を求めるものではありません。

注3) 民間企業等からの委託事業は共同研究とは見なしません。また、民間企業等の分担が業務委託（一部または全部）だけの場合も共同研究とは見なしません。

2. 募集件数

令和4年度の「先端的な学術研究」の募集件数（共同研究優先枠を含む）は、次のとおりです。

| 項目 | 令和4年度 募集件数 | 令和3年度 採択／申請実績 |
|------------|---------------|------------------|
| 先端的な学術研究 | 8件（上限） | 8件／15件 |
| うち、共同研究優先枠 | 3件（上限） | 3件／3件 |

3. 申請

申請に必要な書類は、次のとおりです。

| 区 分 | 交付申請書 | 計画書 | 収支予算書 |
|----------|-------|-------|-------|
| 先端的な学術研究 | 第1号様式 | 第2号様式 | 第5号様式 |

※ 各様式に付随して説明資料等が必要な場合があります。

共同研究優先枠への申請にあたっては、次の点に注意してください。

- ・ 交付申請書（第1号様式）の事業名（下線部）の末尾に、括弧書きで「(共同研究)」と記載してください。
- ・ 計画書（第2号様式）の「学術研究の方法」欄に関する説明資料中に、申請者と共同研究者の作業の分担内容を記載してください。
- ・ 計画書（第2号様式）の「外部からの指導者、協力者等」欄に共同研究者の情報を記載し、備考に「共同研究者」と記載してください。

4. 審査

審査は、助成事業審査会委員により、次のとおり行います。

- (1) はじめに、共同研究を対象に審査を行い、3件を上限に助成対象候補となる研究を選定します。
- (2) 次に、共同研究以外の研究と(1)で助成対象候補に選ばれなかった研究と一緒に審査を行い、8件から(1)で選定された件数との差を上限に助成対象候補となる研究を選定します。
- (3) 審査の結果を、助成事業審査会から当財団に答申します。

| |
|-------------------------------------------------------------------|
| 注1) 助成金の交付決定は助成事業審査会の答申をもとに当財団理事長が行います。審査結果がそのまま交付決定となるものではありません。 |
|-------------------------------------------------------------------|

5. 交付決定、実績報告等

助成金の交付決定、実績報告などの手続きについて、昨年度からの変更点はありません。